（開設計画の変更等の申請）

第二十五条の七　［略］

［2・3　略］

4　法第二十七条の十五第五項の規定により変更の届出をしようとするときは、当該変更の具体的内容を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。この場合において、法第二十七条の十四第一項第二号に規定する事項を変更するときは、変更内容を証するものとして別表第八号注5又は注6に規定する様式を添付すること。

5　前四項の申請書には、それぞれ写し一通を添えるものとする。

（認定開設計画の申請事項に係る届出を要しない外国人等が保有する議決権割合等の変更）

第二十五条の八　法第二十七条の十五第五項第一号の総務省令で定める変更は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満である場合　変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満であるもの

二　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満である場合　外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満であるもの

三　変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上である場合　外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満であるもの

2　法第二十七条の十五第五項第二号の総務省令で定める軽微な変更は、第二十五条の四第二項各号に掲げる事項の変更とする。

（合併等に関する規定の準用）

第二十五条の八の二　［略］

別表第一号　無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第３条第２項及び第16条第２項関係）

（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

1　申請者（注５）

住　所	都道府県―市区町村コード〔　　〕 〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ……
法人番号	

（開設計画の変更等の申請）

第二十五条の七　［同上］

［2・3　同上］

［新設］

4　前三項の申請書には、それぞれ写し一通を添えるものとする。

［新設］

（合併等に関する規定の準用）

第二十五条の八　［同上］

別表第一号　［同左］

［同左］

1　［同左］

住　所	都道府県―市区町村コード〔　　〕 〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ……